

平成二十一年六月二日受領  
答弁第四四五号

内閣衆質一七一第四四五号

平成二十一年六月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省欧州局幹部による贈与等報告の提出等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省欧州局幹部による贈与等報告の提出等に関する質問に対する答弁書  
一から五までについて

膨大な量の書類の調査が必要となるため、お尋ねのすべてにお答えすることは困難であるが、現時点において外務省で確認できる範囲では、平成二十一年五月二十七日現在、国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）第二条第二項に規定する本省課長補佐級以上の職員であって、外務省欧州局において勤務している者のうち、課長・企画官相当職以上のものの氏名、官職及び平成二十年度に受けた贈与等について外務大臣に提出した贈与等報告書の数は、（一）谷崎泰明、局長、一、（二）兼原信克、大臣官房参事官、六、（三）福寫教輝、大臣官房参事官、零、（四）岡田隆、課長、零、（五）齊藤純、課長、一、（六）海部篤、課長、一、（七）武藤顕、課長、一、（八）北川克郎、室長、二、（九）山村嘉宏、企画官、零、（十）瀬尾正嗣、企画官、零である。これらの者は、贈与等報告書の提出に関して、処分を受けていない。